

## 第 1 章 地域の概況

### 地域の概要

蘭牟田池の位置図を図 1-1-1 に示す。

蘭牟田池は、その昔、イグサ（蘭草）の有数の産地であり、池畔には沼・湿地（牟田）があったことから、その名が付けられたとされている。

薩摩川内市祁答院町に位置する蘭牟田池は、東西約 4km、南北約 7km の蘭牟田火山のすり鉢状の火口に水が溜まってできたほぼ円形をなす火口湖である。周囲を舟見岳（標高 498.8m）、山王岳（491m）、片城山（508.8m）、遠見ヶ城（474m）、飯盛山（432m）などの火山壁に相当する山々に囲まれている。

湖面の標高は 296m、周囲は約 3.3km であり、湖沼形成サイクルの晩期に相当し、堆積作用によって水深は 2~3m と浅く、沼化している。湖面には低層湿原の浮上による浮島がみられ、貴重な植物も多く生息している。暖地で泥炭が形成されるのは珍しく、国の天然記念物にも指定されている。

蘭牟田池に流入する大きな河川はなく、池水源は池中央部の 2 カ所の湧水によっている。また、蘭牟田池から流出する大きな河川もなく、恒常的な池水の流出はないが、大雨など増水時に水位が上昇したときには、蘭牟田池南東端の洪水吐を越流し、川内川水系の後川内川に流下する。

### 沿革

1921 年(大正 10 年)「泥炭形成植物群落」国の天然記念物指定

1953 年(昭和 28 年)鹿児島県立自然公園指定

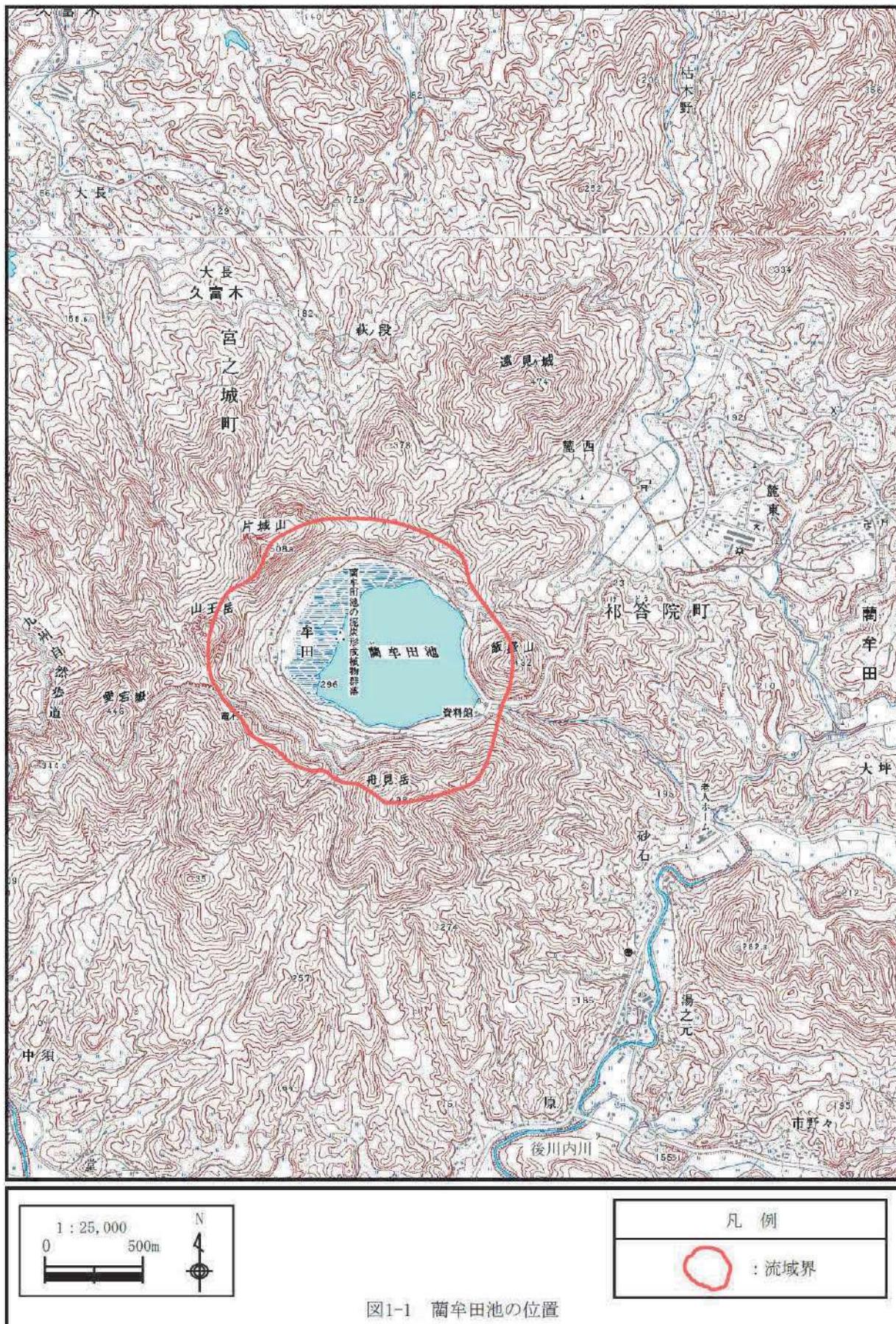
1996 年(平成 08 年)種の保存法により、蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区指定

2005 年(平成 17 年)ラムサール条約登録

2006 年(平成 18 年)蘭牟田池外来魚リリース禁止条例制定

2017 年(平成 27 年)ラムサール条約登録 10 周年記念式典

図 1-1-1 蘭牟田池の位置図



## 社会環境

### 人 口

薩摩川内市祁答院町の人口及び世帯数の推移を表 1-2-1 に、藺牟田池流域内の人口の推移を表 1-2-2 に示す。

薩摩川内市祁答院町の人口は、昭和 55 年は 1,781 世帯 5,648 人であったが、年々人口は減少し、平成 22 年は 1,813 世帯 4,020 人であった。

本年度実施した聞き取り調査によると、藺牟田池流域内 8 世帯中の人口は平成 28 年で 14 人であり、約半減している。なお、流域内の平成 28 年度時点で居住している 8 世帯を対象に実施した聞き取り調査の結果であることから、平成 17 年度以前の流域内の世帯数の推移については不明である。

表 1-2-1 祁答院町の人口及び世帯数の推移

年	世帯数	人口		
			男	女
昭和 55 年	1,781	5,648	2,601	3,047
昭和 60 年	1,769	5,400	2,490	2,910
平成 2 年	1,818	5,101	2,354	2,747
平成 7 年	1,793	4,884	2,246	2,638
平成 12 年	1,772	4,625	2,101	2,524
平成 17 年	1,744	4,414	1,999	2,415
平成 22 年	1,813	4,020	1,818	2,202
平成 27 年	1,833	3,664	1,669	1,995

資料：国勢調査 統計薩摩川内市

表 1-2-2 藺牟田池流域内の人口の推移（概数）

年	人口
昭和 61 年頃	28
平成 3 年頃	31
平成 8 年頃	30
平成 13 年頃	28
平成 18 年	29(12 世帯)
平成 28 年	14(8 世帯)
令和元年	11(7 世帯)

備考：表中の結果は、平成 18 年に実施した藺牟田池流域内 12 世帯からの聞き取り調査の結果による。

## 観光

藺牟田池周辺の観光施設を表 1-2-3 に示す。

レイクドサイドホテルいむた清風は、テニスコート、ゲートボール場、プール、温泉等のレクリエーション施設を備えた収容人員約 120 名の宿泊施設である。昭和 53 年 12 月の開業以降、年間利用者数は 5 万 3 千～11 万 4 千人の範囲で推移している。施設からの雑排水及びし尿は、排水処理施設（浄化槽）で処理され、鳩地山グラウンド方向の藺牟田池流域外へ放流している。

平成 25 年 10 月、薩摩川内市より民間（レイクドサイドホテルいむた清風）へ無償譲渡され、ペットと泊まれるホテルとして、営業を行っている。利用状況は宿泊客 8 千人（8 割はペット同行）日帰り温泉客を含めると 1 万人の利用となっていたが、平成 30 年 4 月より、閉館となり現在、新たな管理者を募集中である。また、テニスコート、ゲートボール場、プールは長年使用されていない。

藺牟田池キャンプ村は、営業期間は 7 月 10 日～8 月 31 日（バンガローは通年）のバンガロー 8 棟、持込テント 30 張、常設テント 30 張を備えた宿泊施設である。昭和 54 年 7 月の開業で、平成 15～17 年度の利用者数は 600～1,000 人の範囲で推移している。施設からの雑排水は藺牟田池へ放流されており、し尿は汲み取りにより処理施設へ運搬されていたが、平成 28 年 3 月末日をもって、老朽化のためバンガロー 8 棟の営業を停止し、持ち込みテントのみの営業となっている。平成 29 年 1 月にはバンガローの解体作業が行われた。また、持ち込みテントの利用者数は、平成 29 年度が年間 500 人程度の利用、平成 30 年度の利用者は 1300 名と近年のキャンプブームにより倍増している。

生態系保存資料館アクアイムは、藺牟田池の生い立ちや生態系を紹介する資料館である。平成 11 年 4 月開業で、初年度の入館者数は約 3 万 2 千人であり、平成 30 年度の入館者数は約 8 千人である。施設からの雑排水及びし尿は、排水処理施設（浄化槽）で処理され、藺牟田池へ放流している。

竜仙郷は、そうめん流し、観光農園、世界一郷水車等を備えた観光施設である。平成 2 年 4 月の開業で、平成 17 年の利用者数は約 3 万人であったが、平成 27 年から営業を停止している。施設からの雑排水及びし尿は、排水処理施設（浄化槽）で処理され、処理施設へ運搬されていたが、平成 28 年 12 月ホテルと同様、無償譲渡の募集が薩摩川内市より発表されたが、現在の所、譲渡先が決定していないため、営業を行っていない。

表 1-2-3 観光施設一覧

施設名	利用者数 (平成 30 年度)	排水処理	
レイクドサイドホテル いむた清風（旧いこいの村いむた池） (現在営業停止)	0 人	雑排水	浄化槽処理後 処理施設へ運搬
		し尿	
キャンプ場（バンガロ ー解体済）	約 500 人	雑排水	蘭牟田池へ放流
		し尿	汲み取り後 処理施設へ運搬
生態系保存資料館 アクアイム	約 8,000 人	雑排水	浄化槽処理後 蘭牟田池へ放流
		し尿	
竜仙郷 (現在営業停止)	0 人	雑排水	浄化槽処理後 処理施設へ運搬
		し尿	

## 利 水

藪牟田池の利水状況は、農業用水水門を経て下流域の農業用水にのみ利用されている。農業用水水門の位置を図 1-2-2 に示す。

上記水門は、宝暦 4 年（1754 年）に完工し、幾度かの改築を経て、昭和 48 年に現在の水門となっている。

藪牟田池の水は、池の東側に設置された水門を経て、下流域の約 30 ha の水田に農業用水として利用されている。水門の管理は周辺住民で設立した新田水利組合が行っている。水利組合へ行った聞き取りの内容は以下のとおりである。

平成 30 年は 6 月に開門し、10 月に閉門した。毎年同時期に開閉は行っている。

取水量の記録は行っていないが、平成 21 年は渇水のため取水制限を行った。

昭和初期に池の水が非常に少なくなったため、池の深み 2 箇所から水門へ向け水路を掘ったことがある。

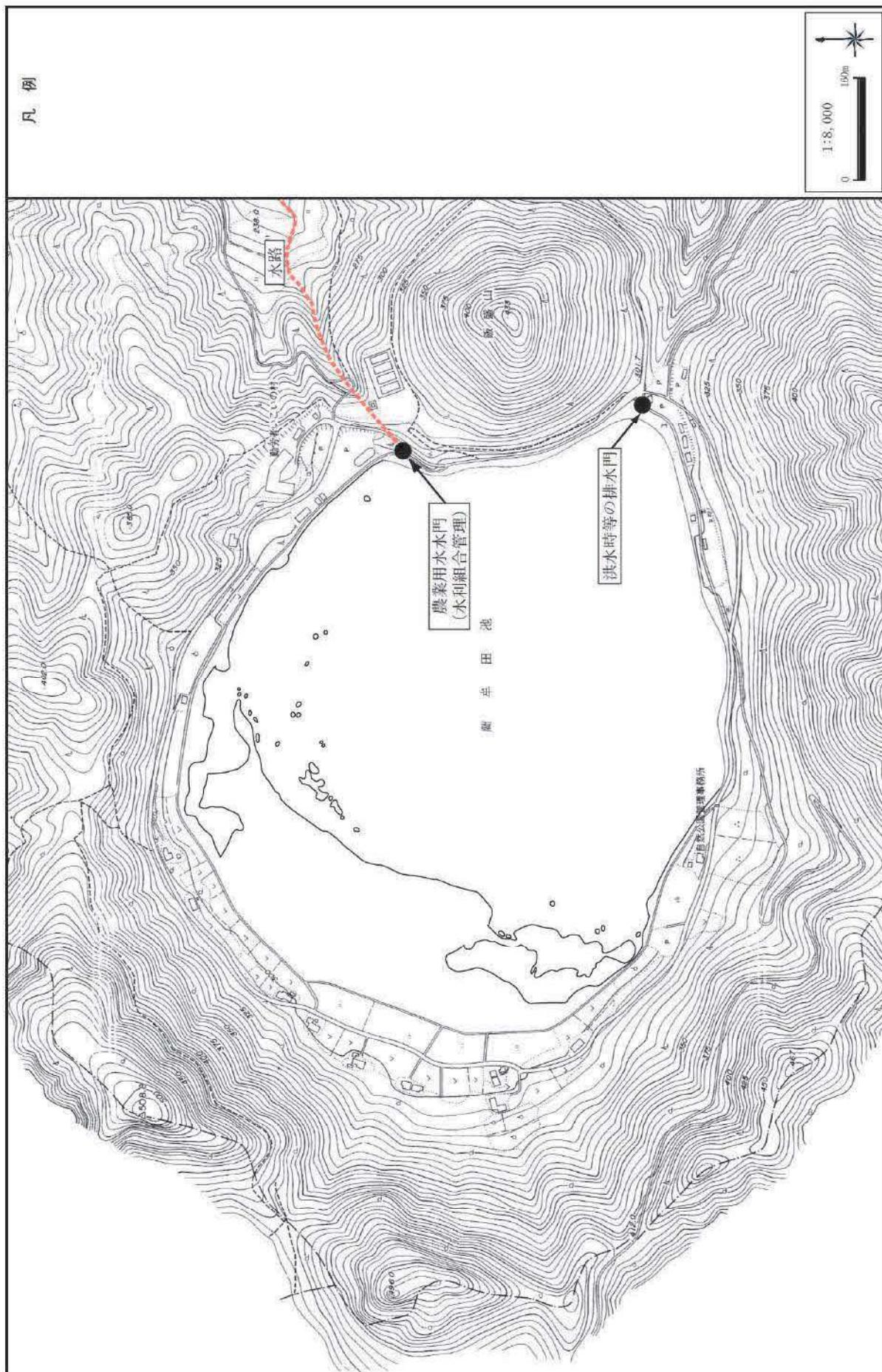
水質は以前からほとんど変わっていないように感じられる。ただ、池の南側のボート乗場付近は水鳥への餌やりの影響で若干悪化しているかもしれない。

以前は池一面にジュンサイ（スイレンなどと同じように葉を水面に浮かべる水草）が生息し、地元の高校生が食用として取りに来ていたが、現在は確認することが出来ない。

5 年ほど前は、白鳥も 40 羽程度生息していたが、現在（平成 28 年）は 8 羽まで減少し、令和元年度現在は 4 羽となっている。また、白鳥が外輪山を飛び越え、近隣へ飛んだため、すべての白鳥に断翼の処置を行った。

以前はウナギも多く、水門から下流の水田に下りてきていたが現在はみられなくなった。地元の方によると、以前はウナギを放流していたそうである。平成 28 年度の調査では、発見されなかった。繁殖は行わないため、放流した生き残りがいれば発見できる可能性があるが、今後は、絶滅するものと思われる。

図 1-2-2 農業用水水門



## 生活排水

蘭牟田池流域内の生活排水等処理状況を表 1-2-4 に示す。

蘭牟田池流域内の 8 世帯のうち、雑排水は浄化槽処理が 4 世帯、未処理が 4 世帯であり、し尿は浄化槽処理が 4 世帯、汲み取り（処理施設へ運搬）が 4 世帯となっていた。

表 1-2-4 蘭牟田池流域内の生活排水等処理状況

項目	処理			未処理	計
	合併 浄化槽	汲み取り	その他の 処理		
雑排水	4	—	—	4	8
し尿	4	4	—	0	8

備考：蘭牟田池流域内 8 世帯からの聞き取りによる。流域内の事業場の排水処理は、観光の項で示す。

## 自然公園等

各法令等に係る指定状況を表 1-2-7 に、県立自然公園区域を図 1-2-3 に、ベッコウトンボ生息地保護区を図 1-2-4 に、天然記念物の指定地域を図 1-2-5 に、ラムサール条約（正式名称：特に水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約）の登録湿地を表 1-2-7 に示す。

蘭牟田池及び周辺は、昭和 28 年 3 月 31 日に蘭牟田池県立自然公園として指定されている。蘭牟田池水面及び流域は県立自然公園の特別地域に、その周辺は普通地域に指定されている。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された種にとって、重要な生息地であると認められる地域は、同法に基づき「生息地保護区」に指定される。蘭牟田池のベッコウトンボの生息地は、平成 8 年 6 月 3 日をもって、「蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区（150.0ha、うち管理地区 60.0ha）」に指定された。

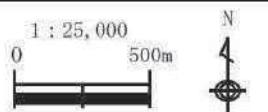
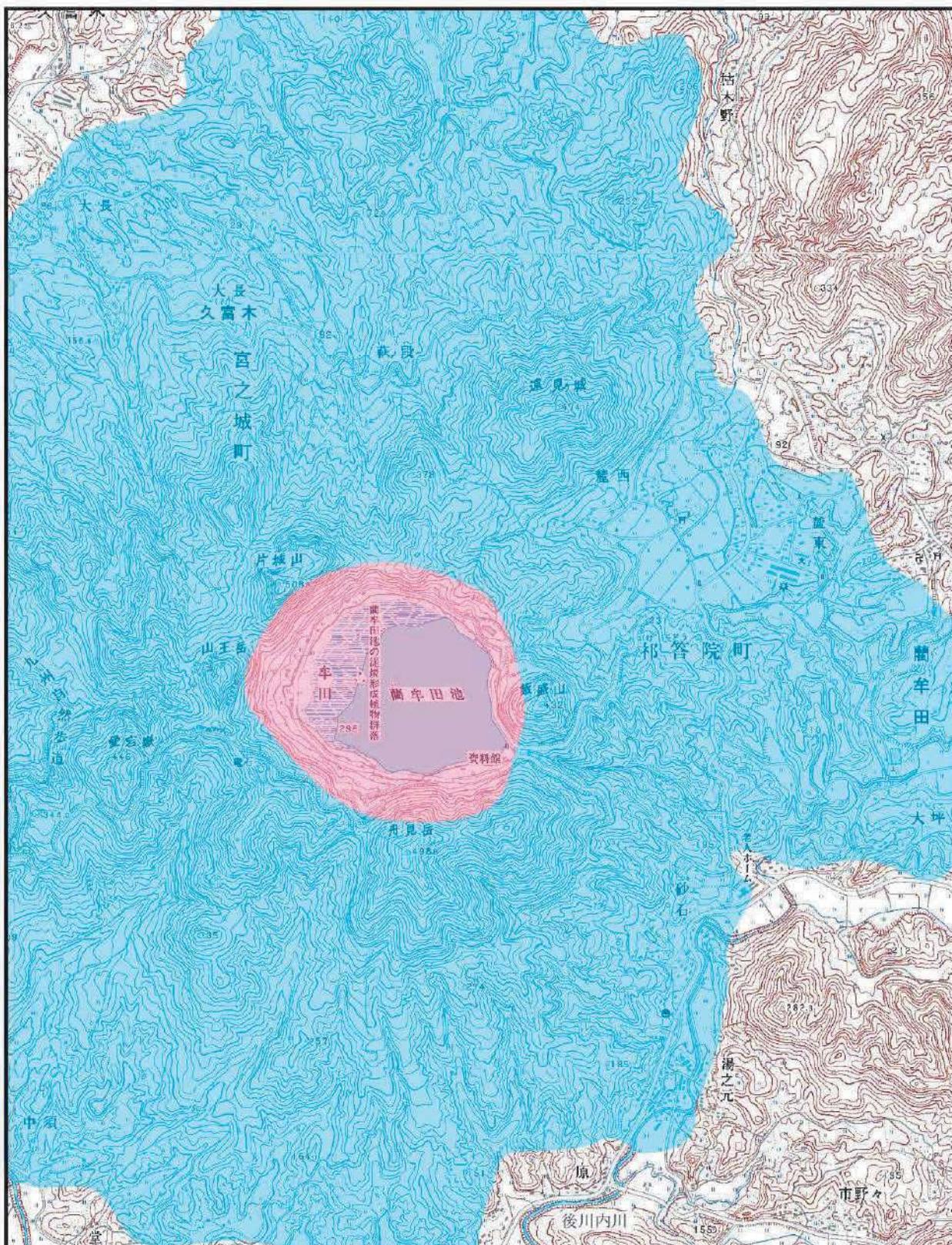
蘭牟田池には、泥炭堆積物の浮島が多く、「蘭牟田池の泥炭形成植物群落」として大正 10 年に国の天然記念物に指定された。

また、ベッコウトンボの生息地として貴重であることから、平成 17 年 11 月 8 日にラムサール条約の登録湿地となり、平成 27 年 11 月に地元主体の実行委員会によりラムサール条約登録 10 周年を記念し式典が行われた。

表 1-2-7 法令等指定状況

指定年月日	関係法令等	名 称
大正 10 年 3 月 3 日	文化財保護法	蘭牟田池の泥炭形成植物群落
昭和 28 年 3 月 31 日	自然公園法	蘭牟田池県立自然公園
平成 8 年 6 月 3 日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区
平成 17 年 11 月 8 日	特に水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約	ラムサール条約の登録湿地

図 1-2-3 県立公園区域



凡 例	
	: 特別地域
	: 普通地域

図 1-2-4 ベッコウトンボ生息地保護区

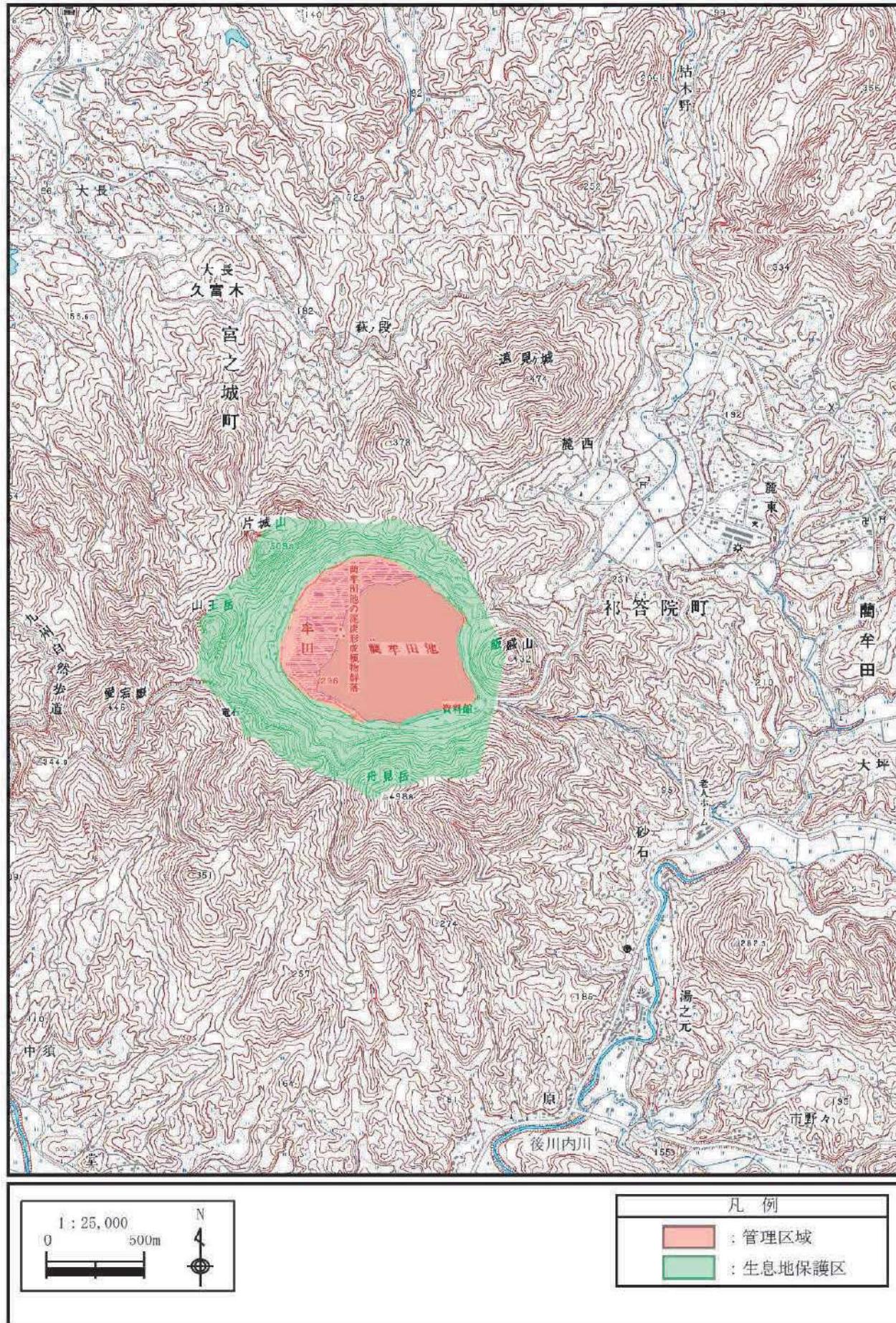


図 1-2-5 天然記念物指定地域

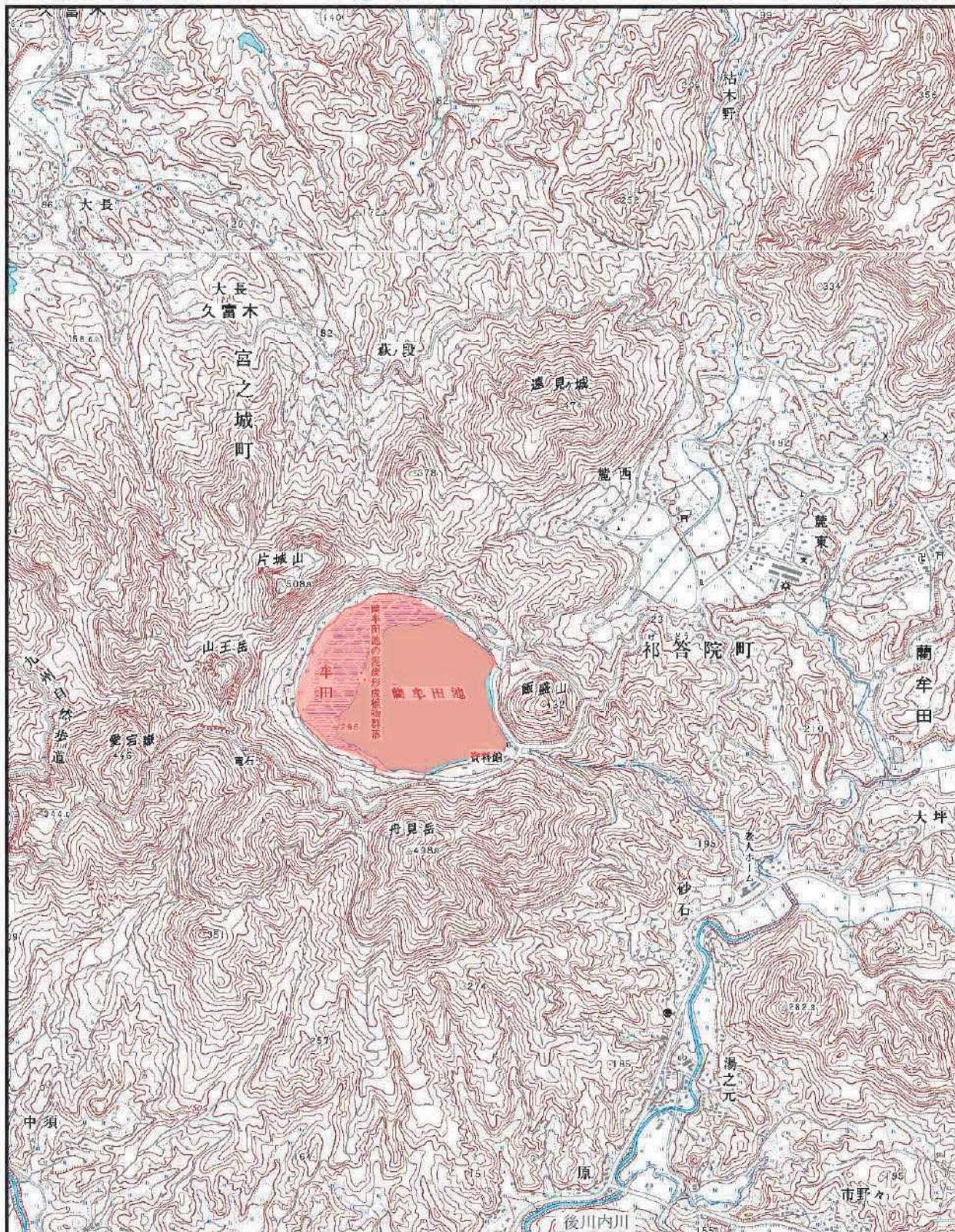
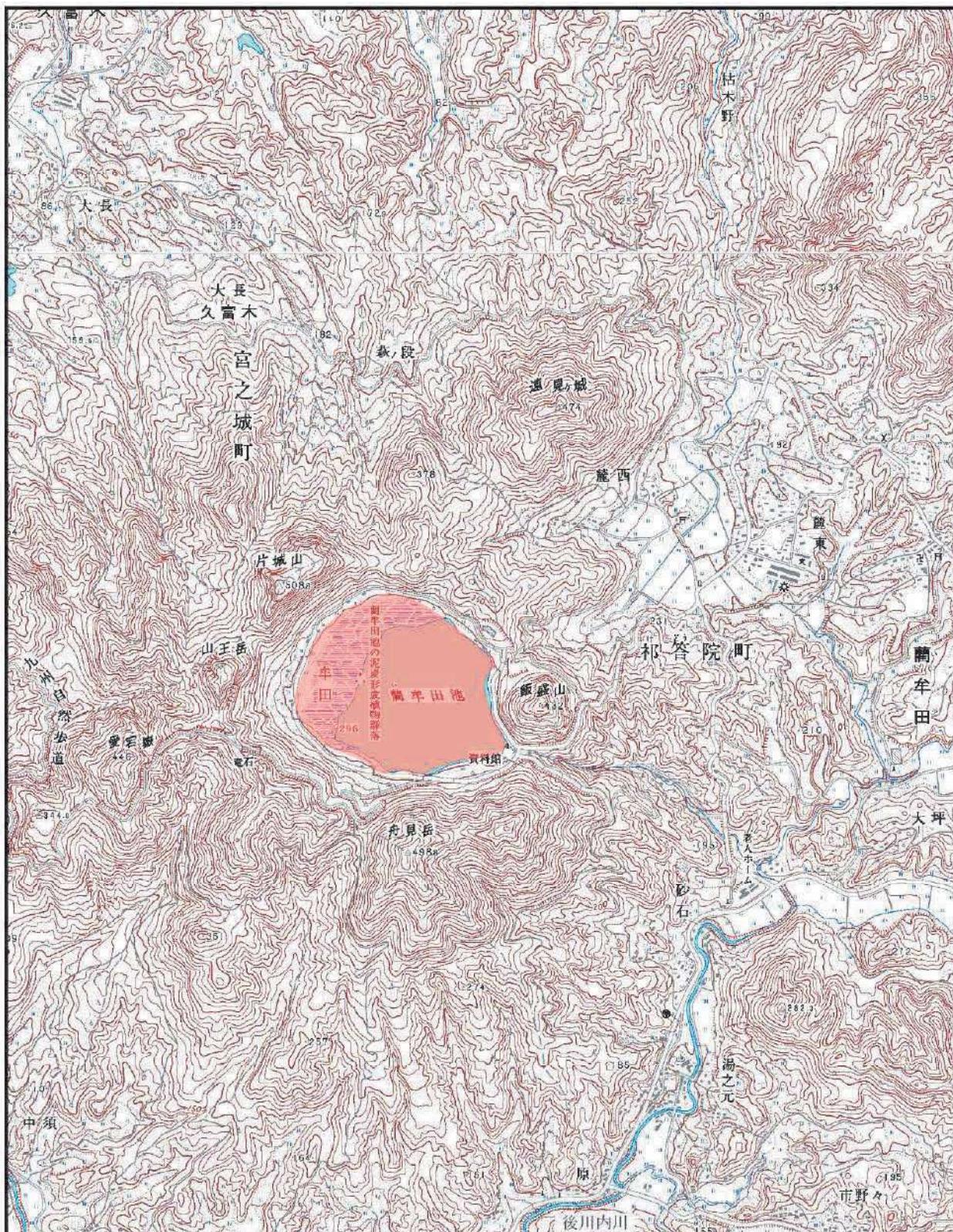


図 1-2-6 ラムサール条約の管理区域



1 : 25,000  
0 500m



凡例

■ : ラムサール条約管理区域

写真 1 蘭牟田池全景 (2017. 05. 16) ドローンによる撮影



写真 2 蘭牟田池全景 (2016. 12. 31) ドローンによる撮影



写真3 薩牟田池渴水（2009.10.09 水位-0.85m）全景



写真4 薩牟田池渴水（2010.01.27 水位-0.57m）全景



写真 5 蘭牟田池全景 (2017. 02. 11) 雪 (ドローンによる撮影)



写真 5 蘭牟田池 (2017. 02. 11) 雪

